

2 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書から源泉徴収簿への記入

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 〇〇市△△区△△町△△番△△号 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社 給与の支払者の 法人番号 1121213344556677 給与の支払者の 所在地(住所) 〇〇市△△区△△町△△番△△号	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ あなたの住所 又は居所 〇〇市××町23-7	記載のしなくては ならない 基・配・ 特・所
◆給与所得者の基礎控除申告書◆ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 所得の種類 収入金額 所得金額 (1) 給与所得 8,970,000 6,973,000 (2) 給与所得以外の所得の合計額 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 6,973,000 控除額の計算 区分Ⅰ A (50万以下) 50万円 B (50万超55万以下) 55万円 C (55万超60万以下) 60万円 D (60万超65万以下) 65万円 E (65万超70万以下) 70万円 F (70万超75万以下) 75万円 G (75万超80万以下) 80万円 H (80万超85万以下) 85万円 I (85万超90万以下) 90万円 J (90万超95万以下) 95万円 K (95万超100万以下) 100万円 L (100万超105万以下) 105万円 M (105万超110万以下) 110万円 N (110万超115万以下) 115万円 O (115万超120万以下) 120万円 P (120万超125万以下) 125万円 Q (125万超130万以下) 130万円 R (130万超135万以下) 135万円 S (135万超140万以下) 140万円 T (140万超145万以下) 145万円 U (145万超150万以下) 150万円 V (150万超155万以下) 155万円 W (155万超160万以下) 160万円 X (160万超165万以下) 165万円 Y (165万超170万以下) 170万円 Z (170万超175万以下) 175万円 AA (175万超180万以下) 180万円 AB (180万超185万以下) 185万円 AC (185万超190万以下) 190万円 AD (190万超195万以下) 195万円 AE (195万超200万以下) 200万円 AF (200万超205万以下) 205万円 AG (205万超210万以下) 210万円 AH (210万超215万以下) 215万円 AI (215万超220万以下) 220万円 AJ (220万超225万以下) 225万円 AK (225万超230万以下) 230万円 AL (230万超235万以下) 235万円 AM (235万超240万以下) 240万円 AN (240万超245万以下) 245万円 AO (245万超250万以下) 250万円 AP (250万超255万以下) 255万円 AQ (255万超260万以下) 260万円 AR (260万超265万以下) 265万円 AS (265万超270万以下) 270万円 AT (270万超275万以下) 275万円 AU (275万超280万以下) 280万円 AV (280万超285万以下) 285万円 AW (285万超290万以下) 290万円 AX (290万超295万以下) 295万円 AY (295万超300万以下) 300万円 AZ (300万超305万以下) 305万円 BA (305万超310万以下) 310万円 BB (310万超315万以下) 315万円 BC (315万超320万以下) 320万円 BD (320万超325万以下) 325万円 BE (325万超330万以下) 330万円 BF (330万超335万以下) 335万円 BG (335万超340万以下) 340万円 BH (340万超345万以下) 345万円 BI (345万超350万以下) 350万円 BJ (350万超355万以下) 355万円 BK (355万超360万以下) 360万円 BL (360万超365万以下) 365万円 BM (365万超370万以下) 370万円 BN (370万超375万以下) 375万円 BO (375万超380万以下) 380万円 BP (380万超385万以下) 385万円 BQ (385万超390万以下) 390万円 BR (390万超395万以下) 395万円 BS (395万超400万以下) 400万円 BT (400万超405万以下) 405万円 BU (405万超410万以下) 410万円 BV (410万超415万以下) 415万円 BW (415万超420万以下) 420万円 BX (420万超425万以下) 425万円 BY (425万超430万以下) 430万円 BZ (430万超435万以下) 435万円 CA (435万超440万以下) 440万円 CB (440万超445万以下) 445万円 CC (445万超450万以下) 450万円 CD (450万超455万以下) 455万円 CE (455万超460万以下) 460万円 CF (460万超465万以下) 465万円 CG (465万超470万以下) 470万円 CH (470万超475万以下) 475万円 CI (475万超480万以下) 480万円 CJ (480万超485万以下) 485万円 CK (485万超490万以下) 490万円 CL (490万超495万以下) 495万円 CM (495万超500万以下) 500万円 CN (500万超505万以下) 505万円 CO (505万超510万以下) 510万円 CP (510万超515万以下) 515万円 CQ (515万超520万以下) 520万円 CR (520万超525万以下) 525万円 CS (525万超530万以下) 530万円 CT (530万超535万以下) 535万円 CU (535万超540万以下) 540万円 CV (540万超545万以下) 545万円 CW (545万超550万以下) 550万円 CX (550万超555万以下) 555万円 CY (555万超560万以下) 560万円 CZ (560万超565万以下) 565万円 DA (565万超570万以下) 570万円 DB (570万超575万以下) 575万円 DC (575万超580万以下) 580万円 DD (580万超585万以下) 585万円 DE (585万超590万以下) 590万円 DF (590万超595万以下) 595万円 DG (595万超600万以下) 600万円 DH (600万超605万以下) 605万円 DI (605万超610万以下) 610万円 DJ (610万超615万以下) 615万円 DK (615万超620万以下) 620万円 DL (620万超625万以下) 625万円 DM (625万超630万以下) 630万円 DN (630万超635万以下) 635万円 DO (635万超640万以下) 640万円 DP (640万超645万以下) 645万円 DQ (645万超650万以下) 650万円 DR (650万超655万以下) 655万円 DS (655万超660万以下) 660万円 DT (660万超665万以下) 665万円 DU (665万超670万以下) 670万円 DV (670万超675万以下) 675万円 DW (675万超680万以下) 680万円 DX (680万超685万以下) 685万円 DY (685万超690万以下) 690万円 DZ (690万超695万以下) 695万円 EA (695万超700万以下) 700万円 EB (700万超705万以下) 705万円 EC (705万超710万以下) 710万円 ED (710万超715万以下) 715万円 EE (715万超720万以下) 720万円 EF (720万超725万以下) 725万円 EG (725万超730万以下) 730万円 EH (730万超735万以下) 735万円 EI (735万超740万以下) 740万円 EJ (740万超745万以下) 745万円 EK (745万超750万以下) 750万円 EL (750万超755万以下) 755万円 EM (755万超760万以下) 760万円 EN (760万超765万以下) 765万円 EO (765万超770万以下) 770万円 EP (770万超775万以下) 775万円 EQ (775万超780万以下) 780万円 ER (780万超785万以下) 785万円 ES (785万超790万以下) 790万円 ET (790万超795万以下) 795万円 EU (795万超800万以下) 800万円 EV (800万超805万以下) 805万円 EW (805万超810万以下) 810万円 EX (810万超815万以下) 815万円 EY (815万超820万以下) 820万円 EZ (820万超825万以下) 825万円 FA (825万超830万以下) 830万円 FB (830万超835万以下) 835万円 FC (835万超840万以下) 840万円 FD (840万超845万以下) 845万円 FE (845万超850万以下) 850万円 FF (850万超855万以下) 855万円 FG (855万超860万以下) 860万円 FH (860万超865万以下) 865万円 FI (865万超870万以下) 870万円 FJ (870万超875万以下) 875万円 FK (875万超880万以下) 880万円 FL (880万超885万以下) 885万円 FM (885万超890万以下) 890万円 FN (890万超895万以下) 895万円 FO (895万超900万以下) 900万円 FP (900万超905万以下) 905万円 FQ (905万超910万以下) 910万円 FR (910万超915万以下) 915万円 FS (915万超920万以下) 920万円 FT (920万超925万以下) 925万円 FU (925万超930万以下) 930万円 FV (930万超935万以下) 935万円 FW (935万超940万以下) 940万円 FX (940万超945万以下) 945万円 FY (945万超950万以下) 950万円 FZ (950万超955万以下) 955万円 GA (955万超960万以下) 960万円 GB (960万超965万以下) 965万円 GC (965万超970万以下) 970万円 GD (970万超975万以下) 975万円 GE (975万超980万以下) 980万円 GF (980万超985万以下) 985万円 GG (985万超990万以下) 990万円 GH (990万超995万以下) 995万円 GI (995万超1000万以下) 1000万円 GJ (1000万超1005万以下) 1005万円 GK (1005万超1010万以下) 1010万円 GL (1010万超1015万以下) 1015万円 GM (1015万超1020万以下) 1020万円 GN (1020万超1025万以下) 1025万円 GO (1025万超1030万以下) 1030万円 GP (1030万超1035万以下) 1035万円 GQ (1035万超1040万以下) 1040万円 GR (1040万超1045万以下) 1045万円 GS (1045万超1050万以下) 1050万円 GT (1050万超1055万以下) 1055万円 GU (1055万超1060万以下) 1060万円 GV (1060万超1065万以下) 1065万円 GW (1065万超1070万以下) 1070万円 GX (1070万超1075万以下) 1075万円 GY (1075万超1080万以下) 1080万円 GZ (1080万超1085万以下) 1085万円 HA (1085万超1090万以下) 1090万円 HB (1090万超1095万以下) 1095万円 HC (1095万超1100万以下) 1100万円 HD (1100万超1105万以下) 1105万円 HE (1105万超1110万以下) 1110万円 HF (1110万超1115万以下) 1115万円 HG (1115万超1120万以下) 1120万円 HH (1120万超1125万以下) 1125万円 HI (1125万超1130万以下) 1130万円 HJ (1130万超1135万以下) 1135万円 HK (1135万超1140万以下) 1140万円 HL (1140万超1145万以下) 1145万円 HM (1145万超1150万以下) 1150万円 HN (1150万超1155万以下) 1155万円 HO (1155万超1160万以下) 1160万円 HP (1160万超1165万以下) 1165万円 HQ (1165万超1170万以下) 1170万円 HR (1170万超1175万以下) 1175万円 HS (1175万超1180万以下) 1180万円 HT (1180万超1185万以下) 1185万円 HU (1185万超1190万以下) 1190万円 HV (1190万超1195万以下) 1195万円 HW (1195万超1200万以下) 1200万円 HX (1200万超1205万以下) 1205万円 HY (1205万超1210万以下) 1210万円 HZ (1210万超1215万以下) 1215万円 IA (1215万超1220万以下) 1220万円 IB (1220万超1225万以下) 1225万円 IC (1225万超1230万以下) 1230万円 ID (1230万超1235万以下) 1235万円 IE (1235万超1240万以下) 1240万円 IF (1240万超1245万以下) 1245万円 IG (1245万超1250万以下) 1250万円 IH (1250万超1255万以下) 1255万円 II (1255万超1260万以下) 1260万円 IJ (1260万超1265万以下) 1265万円 IK (1265万超1270万以下) 1270万円 IL (1270万超1275万以下) 1275万円 IM (1275万超1280万以下) 1280万円 IN (1280万超1285万以下) 1285万円 IO (1285万超1290万以下) 1290万円 IP (1290万超1295万以下) 1295万円 IQ (1295万超1300万以下) 1300万円 IR (1300万超1305万以下) 1305万円 IS (1305万超1310万以下) 1310万円 IT (1310万超1315万以下) 1315万円 IU (1315万超1320万以下) 1320万円 IV (1320万超1325万以下) 1325万円 IW (1325万超1330万以下) 1330万円 IX (1330万超1335万以下) 1335万円 IY (1335万超1340万以下) 1340万円 IZ (1340万超1345万以下) 1345万円 JA (1345万超1350万以下) 1350万円 JB (1350万超1355万以下) 1355万円 JC (1355万超1360万以下) 1360万円 JD (1360万超1365万以下) 1365万円 JE (1365万超1370万以下) 1370万円 JF (1370万超1375万以下) 1375万円 JG (1375万超1380万以下) 1380万円 JH (1380万超1385万以下) 1385万円 JI (1385万超1390万以下) 1390万円 JJ (1390万超1395万以下) 1395万円 JK (1395万超1400万以下) 1400万円 JL (1400万超1405万以下) 1405万円 JM (1405万超1410万以下) 1410万円 JN (1410万超1415万以下) 1415万円 JO (1415万超1420万以下) 1420万円 JP (1420万超1425万以下) 1425万円 JQ (1425万超1430万以下) 1430万円 JR (1430万超1435万以下) 1435万円 JS (1435万超1440万以下) 1440万円 JT (1440万超1445万以下) 1445万円 JU (1445万超1450万以下) 1450万円 JV (1450万超1455万以下) 1455万円 JW (1455万超1460万以下) 1460万円 JX (1460万超1465万以下) 1465万円 JY (1465万超1470万以下) 1470万円 JZ (1470万超1475万以下) 1475万円 KA (1475万超1480万以下) 1480万円 KB (1480万超1485万以下) 1485万円 KC (1485万超1490万以下) 1490万円 KD (1490万超1495万以下) 1495万円 KE (1495万超1500万以下) 1500万円 KF (1500万超1505万以下) 1505万円 KG (1505万超1510万以下) 1510万円 KH (1510万超1515万以下) 1515万円 KI (1515万超1520万以下) 1520万円 KJ (1520万超1525万以下) 1525万円 KK (1525万超1530万以下) 1530万円 KL (1530万超1535万以下) 1535万円 KM (1535万超1540万以下) 1540万円 KN (1540万超1545万以下) 1545万円 KO (1545万超1550万以下) 1550万円 KP (1550万超1555万以下) 1555万円 KQ (1555万超1560万以下) 1560万円 KR (1560万超1565万以下) 1565万円 KS (1565万超1570万以下) 1570万円 KT (1570万超1575万以下) 1575万円 KU (1575万超1580万以下) 1580万円 KV (1580万超1585万以下) 1585万円 KW (1585万超1590万以下) 1590万円 KX (1590万超1595万以下) 1595万円 KY (1595万超1600万以下) 1600万円 KZ (1600万超1605万以下) 1605万円 LA (1605万超1610万以下) 1610万円 LB (1610万超1615万以下) 1615万円 LC (1615万超1620万以下) 1620万円 LD (1620万超1625万以下) 1625万円 LE (1625万超1630万以下) 1630万円 LF (1630万超1635万以下) 1635万円 LG (1635万超1640万以下) 1640万円 LH (1640万超1645万以下) 1645万円 LI (1645万超1650万以下) 1650万円 LJ (1650万超1655万以下) 1655万円 LK (1655万超1660万以下) 1660万円 LL (1660万超1665万以下) 1665万円 LM (1665万超1670万以下) 1670万円 LN (1670万超1675万以下) 1675万円 LO (1675万超1680万以下) 1680万円 LP (1680万超1685万以下) 1685万円 LQ (1685万超1690万以下) 1690万円 LR (1690万超1695万以下) 1695万円 LS (1695万超1700万以下) 1700万円 LT (1700万超1705万以下) 1705万円 LU (1705万超1710万以下) 1710万円 LV (1710万超1715万以下) 1715万円 LW (1715万超1720万以下) 1720万円 LX (1720万超1725万以下) 1725万円 LY (1725万超1730万以下) 1730万円 LZ (1730万超1735万以下) 1735万円 MA (1735万超1740万以下) 1740万円 MB (1740万超1745万以下) 1745万円 MC (1745万超1750万以下) 1750万円 MD (1750万超1755万以下) 1755万円 ME (1755万超1760万以下) 1760万円 MF (1760万超1765万以下) 1765万円 MG (1765万超1770万以下) 1770万円 MH (1770万超1775万以下) 1775万円 MI (1775万超1780万以下) 1780万円 MJ (1780万超1785万以下) 1785万円 MK (1785万超1790万以下) 1790万円 ML (1790万超1795万以下) 1795万円 MO (1795万超1800万以下) 1800万円 MP (1800万超1805万以下) 1805万円 MQ (1805万超1810万以下) 1810万円 MR (1810万超1815万以下) 1815万円 MS (1815万超1820万以下) 1820万円 MT (1820万超1825万以下) 1825万円 MU (1825万超1830万以下) 1830万円 MV (1830万超1835万以下) 1835万円 MW (1835万超1840万以下) 1840万円 MX (1840万超1845万以下) 1845万円 MY (1845万超1850万以下) 1850万円 MZ (1850万超1855万以下) 1855万円 NA (1855万超1860万以下) 1860万円 NB (1860万超1865万以下) 1865万円 NC (1865万超1870万以下) 1870万円 ND (1870万超1875万以下) 1875万円 NE (1875万超1880万以下) 1880万円 NF (1880万超1885万以下) 1885万円 NG (1885万超1890万以下) 1890万円 NH (1890万超1895万以下) 1895万円 NI (1895万超1900万以下) 1900万円 NJ (1900万超1905万以下) 1905万円 NK (1905万超1910万以下) 1910万円 NL (1910万超1915万以下) 1915万円 NO (1915万超1920万以下) 1920万円 NP (1920万超1925万以下) 1925万円 NQ (1925万超1930万以下) 1930万円 NR (1930万超1935万以下) 1935万円 NS (1935万超1940万以下) 1940万円 NT (1940万超1945万以下) 1945万円 NU (1945万超1950万以下) 1950万円 NV (1950万超1955万以下) 1955万円 NW (1955万超1960万以下) 1960万円 NX (1960万超1965万以下) 1965万円 NY (1965万超1970万以下) 1970万円 NZ (1970万超1975万以下) 1975万円 OA (1975万超1980万以下) 1980万円 OB (1980万超1985万以下) 1985万円 OC (1985万超1990万以下) 1990万円 OD (1990万超1995万以下) 1995万円 OE (1995万超2000万以下) 2000万円 OF (2000万超2005万以下) 2005万円 OG (2005万超2010万以下) 2010万円 OH (2010万超2015万以下) 2015万円 OI (2015万超2020万以下) 2020万円 OJ (2020万超2025万以下) 2025万円 OK (2025万超2030万以下) 2030万円 OL (2030万超2035万以下) 2035万円 OM (2035万超2040万以下) 2040万円 ON (2040万超2045万以下) 2045万円 OO (2045万超2050万以下) 2050万円 OP (2050万超2055万以下) 2055万円 OQ (2055万超2060万以下) 2060万円 OR (2060万超2065万以下) 2065万円 OS (2065万超2070万以下) 2070万円 OT (2070万超2075万以下) 2075万円 OU (2075万超2080万以下) 2080万円 OV (2080万超2085万以下) 2085万円 OW (2085万超2090万以下) 2090万円 OX (2090万超2095万以下) 2095万円 OY (2095万超2100万以下) 2100万円 OZ (2100万超2105万以下) 2105万円 PA (2105万超2110万以下) 2110万円 PB (2110万超2115万以下) 2115万円 PC (2115万超2120万以下) 2120万円 PD (2120万超2125万以下) 2125万円 PE (2125万超2130万以下) 2130万円 PF (2130万超2135万以下) 2135万円 PG (2135万超2140万以下) 2140万円 PH (2140万超2145万以下) 2145万円 PI (2145万超2150万以下) 2150万円 PJ (2150万超2155万以下) 2155万円 PK (2155万超2160万以下) 2160万円 PL (2160万超2165万以下) 2165万円 PM (2165万超2170万以下) 2170万円 PN (2170万超2175万以下) 2175万円 PO (2175万超2180万以下) 2180万円 PP (2180万超2185万以下) 2185万円 PQ (2185万超2190万以下) 2190万円 PR (2190万超2195万以下) 2195万円 PS (2195万超2200万以下) 2200万円 PT (2200万超2205万以下) 2205万円 PU (2205万超2210万以下) 2210万円 PV (2210万超2215万以下) 2215万円 PW (2215万超2220万以下) 2220万円 PX (2220万超2225万以下) 2225万円 PY (2225万超2230万以下) 2230万円 PZ (2230万超2235万以下) 2235万円 QA (2235万超2240万以下) 2240万円 QB (2240万超2245万以下) 2245万円 QC (2245万超2250万以下) 2250万円 QD (2250万超2255万以下) 2255万円 QE (2255万超2260万以下) 2260万円 QF (2260万超2265万以下) 2265万円 QG (2265万超2270万以下) 2270万円 QH (2270万超2275万以下) 2275万円 QI (2275万超2280万以下) 2280万円 QJ (2280万超2285万以下) 2285万円 QK (2285万超2290万以下) 2290万円 QL (2290万超2295万以下) 2295万円 QM (2295万超2300万以下) 2300万円 QN (2300万超2305万以下) 2305万円 QO (2305万超2310万以下) 2310万円 QP (2310万超2315万以下) 2315万円 QQ (2315万超2320万以下) 2320万円 QR (2320万超2325万以下) 2325万円 QS (2325万超2330万以下) 2330万円 QT (2330万超2335万以下) 2335万円 QU (2335万超2340万以下) 2340万円 QV (2340万超2345万以下) 2345万円 QW (2345万超2350万以下) 2350万円 QX (2350万超2355万以下) 2355万円 QY (2355万超2360万以下) 2360万円 QZ (2360万超2365万以下) 2365万円 RA (2365万超2370万以下) 2370万円 RB (2370万超2375万以下) 2375万円 RC (2375万超2380万以下) 2380万円 RD (2380万超2385万以下) 2385万円 RE (2385万超2390万以下) 2390万円 RF (2390万超2395万以下) 2395万円 RG (2395万超2400万以下) 2400万円 RH (2400万超2405万以下) 2405万円 RI (2405万超2410万以下) 2410万円 RJ (2410万超2415万以下) 2415万円 RK (2415万超2420万以下) 2420万円 RL (2420万超2425万以下) 2425万円 RM (2425万超2430万以下) 2430万円 RN (2430万超2435万以下) 2435万円 RO (2435万超2440万以下) 2440万円 RP (2440万超2445万以下) 2445万円 RQ (2445万超2450万以下) 2450万円 RR (2450万超2455万以下) 2455万円 RS (2455万超2460万以下) 2460万円 RT (2460万超2465万以下) 2465万円 RU (2465万超2470万以下) 2470万円 RV (2470万超2475万以下) 2475万円 RW (2475万超2480万以下) 2480万円 RX (2480万超2485万以下) 2485万円 RY (2485万超2490万以下) 2490万円 RZ (2490万超2495万以下) 2495万円 SA (2495万超2500万以下) 2500万円 SB (2500万超2505万以下) 2505万円 SC (2505万超2510万以下) 2510万円 SD (2510万超2515万以下) 2515万円 SE (2515万超2520万以下) 2520万円 SF (2520万超2525万以下) 2525万円 SG (2525万超2530万以下) 2530万円 SH (2530万超2535万以下) 2535万円 SI (2535万超2540万以下) 2540万円 SJ (2540万超2545万以下) 2545万円 SK (2545万超2550万以下) 2550万円 SL (2550万超2555万以下) 2555万円 SM (2555万超2560万以下) 2560万円 SN (2560万超2565万以下) 2565万円 SO (2565万超2570万以下) 2570万円 SP (2570万超2575万以下) 2575万円 SQ (2575万超2580万以下) 2580万円 SR (2580万超2585万以下) 2585万円 SS (2585万超2590万以下) 2590万円 ST (2590万超2595万以下) 2595万円 SU (2595万超2600万以下) 2600万円 SV (2600万超2605万以下) 2605万円 SW (2605万超2610万以下) 2610万円 SX (2610万超2615万以下) 2615万円 SY (2615万超2620万以下) 2620万円 SZ (2620万超2625万以下) 2625万円 TA (2625万超2630万以下) 2630万円 TB (2630万超2635万以下) 2635万円 TC (2635万超2640万以下) 2640万円 TD (2640万超2645万以下) 2645万円 TE (2645万超2650万以下) 2650万円 TF (2650万超2655万以下) 2655万円 TG (2655万超2660万以下) 2660万円 TH (2660万超2665万以下) 2665万円 TI (2665万超2670万以下) 2670万円 TJ (2670万超2675万以下) 2675万円 TK (2675万超2680万以下) 2680万円 TL (2680万超2685万以下) 2685万円 TM (2685万超2690万以下) 2690万円 TN (2690万超2695万以下) 2695万円 TO (2695万超2700万以下) 2700万円 TP (2700万超2705万以下) 2705万円 TQ (2705万超2710万以下) 2710万円 TR (2710万超2715万以下) 2715万円 TS (2715万超2720万以下) 2720万円 TT (2720万超2725万以下) 2725万円 TU (2725万超2730万以下) 2730万円 TV (2730万超2735万以下) 2735万円 TW (2735万超2740万以下) 2740万円 TX (2740万超2745万以下) 2745万円 TY (			

3 保険料控除申告書から源泉徴収簿への記入

令和 7 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

所轄税務署長 	給与の支払者の名称(氏名) 給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	○○○○株式会社 (フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7	ヤマカワ タロウ 山川 太郎 ○○市××町23-7	記載のしきたりはこちら 保
ご申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してある。				

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間(年単位)	契約者の氏名	受取人の氏名	新・旧区分	給与の支払者の承認
●●生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子	①旧	(a) 25,000円
×	×	×	×	×	②新	(a) 80,000円
					新旧	(a)
					新旧	(a)
(a)のうち新規保険料等の金額の合計額 A 25,000円						(a)の金額を下の計算式Ⅰ(新規保険料等用)に当てはめて計算した金額 ① (最高40,000円) 22,500円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 80,000円						②の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ② (最高50,000円) 45,000円
						③と④のいずれか大きい金額 ③ 40,000円
●●生命	介護	10年	山川 太郎	山川 明子	①旧	(a) 80,000円
					(a)	
(a)の金額の合計額 C 80,000円						Dの金額を下の計算式Ⅰ(新規保険料等用)に当てはめて計算した金額 ⑤ (最高40,000円) 40,000円
●●生命	〇〇年金	30年	山川 太郎	山川 太郎	①旧	(a) 90,000円
×	×	×	×	×	②新	(a) 30,000円
					新旧	(a)
(a)のうち新規保険料等の金額の合計額 D 90,000円						Eの金額を下の計算式Ⅰ(新規保険料等用)に当てはめて計算した金額 ④ (最高40,000円) 40,000円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 30,000円						Fの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ⑤ (最高50,000円) 27,500円
						⑥と⑦のいずれか大きい金額 ⑥ 40,000円

計算式Ⅰ(新規保険料等用)※ A、C又はDの金額 20,000円以下 20,001円から40,000円まで 40,001円から80,000円まで 80,001円以上	控除額の計算式 A、C又はDの金額 {A、C又はD} × 1/2 + 10,000円 {A、C又はD} × 1/4 + 20,000円 一律に40,000円
---	--

計算式Ⅱ(旧保険料等用)※ B又はEの金額 25,000円以下 25,001円から50,000円まで 50,001円から100,000円まで 100,001円以上	控除額の計算式 B又はEの金額 {B又はE} × 1/2 + 12,500円 {B又はE} × 1/4 + 25,000円 一律に50,000円
--	--

生命保険料控除額 計(⑥+⑦+⑧)(最高120,000円) 120,000円	地震保険料控除額 計(⑨+⑩+⑪)(最高14,800円) 14,800円
--	--

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

[illegible]

特定親族特別控除額 (⑩-2)	410,000	円
-----------------	---------	---

4 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算と源泉徴収簿の記入

（給与所得控除後の金額の算出表）

甲欄		乙欄		丙欄		丁欄		戊欄		己欄		庚欄		辛欄		壬欄		癸欄		甲欄		乙欄		丙欄		丁欄		戊欄		己欄		庚欄		辛欄		壬欄		癸欄	
所 属		経理課		職 名		経理係長		住 所		（郵便番号）〇〇〇-〇〇〇〇		〇〇市××町23-7		氏 名		（フリガナ）山川 太郎		生年月日		第○次		57年1月1日		整 理 番 号		8													
令和7年分 給与所得に 対する源泉 徴収簿		区分 月日	支給 総支給金額	社会保険料 等 の金額	社会保険料等 控除後の金額	扶養親族 等の金額	算出税額	年末調整 による不足 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		1:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		3:19	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		4:18	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		5:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		7:18	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		8:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		9:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		10:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		12:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		計	① 7,170,000	② 1,104,222	6,065,778	③ 107,700	93,000			区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		6:6:10	900,000	140,940	759,060	5	93,000	93,000		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		12:12:25	900,000	140,940	759,060	5	93,000	93,000		区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
		計	④ 1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120	⑥ 93,000	155,200			区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額

給与等の金額

給与所得控除後の給与等の金額

以 上 未 満 等 の 金 額

円 円 円 円

6,460,000 6,464,000 4,728,000

6,464,000 6,468,000 4,731,200

6,390,000 6,000,000 4,836,800

6,600,000 8,500,000 給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額

8,500,000 20,000,000 給与等の金額から1,950,000円を控除した金額

(8,970,000円-1,950,000円)

5 算出所得税額の計算と源泉徴収簿の記入

甲欄
乙欄

令和7年分
給与所得に
対する源泉
徴収簿

所 属	経理課	職 名	経理係長	住 所	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇		〇〇市××町23-7	氏 名	(フリガナ)	山 川 太 郎	生年月日	甲欄 57年1月1日	整 理 番 号	8
区分 月日	支給 総支給金額	社会保険 の 控除額	社会保険料等 の金額	扶養親族等 の金額	算出税額	年末調整 による過 不足税額	徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額	
1 2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420		38	63	58	48	27	
2 2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420		38	63	58	48	27	
3 3:19	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420		38	63	58	48	27	
4 4:18	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160		38	63	58	48	27	
5 5:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160		38	63	58	48	27	
6 6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160		38	63	58	48	27	
7 7:18	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160		38	63	58	48	27	
8 8:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160		38	63	58	48	27	
9 9:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160		38	63	58	48	27	
10 10:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160		38	63	58	48	27	
11 11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160		38	63	58	48	27	
12 12:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160		38	63	58	48	27	
計	① 7,170,000	② 1,104,222	6,065,778		③ 107,700		93,000		38	63	58	48	27	
6 6:10	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000		38	63	58	48	27	
12 12:25	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000		38	63	58	48	27	
計	④ 1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120		⑥ 93,000		155,200		38	63	58	48	27	

区 分 月日	給料・手当等	賞 与 等	計	税 額
1 2:20	7,170,000	107,700	7,277,700	1,104,222
2 2:20	1,800,000	93,000	1,893,000	281,880
計	8,970,000	200,700	9,170,700	1,386,102
給与所得控除後の給与等の金額	7,020,000		7,020,000	
所得金額調整控除額 ((7-8,500,000)×10%, マイナスの場合は0)	47,000		47,000	
給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除)	6,973,000		6,973,000	
社会保 険料等 申告による社会保険料の控除分	1,386,102		1,386,102	
控除額	0		0	
生命保 険料の 控除額	120,000		120,000	
地震保 険料の 控除額	50,000		50,000	
配偶者(特 別)控 除額	380,000		380,000	
基礎控 除額	1,860,000		1,860,000	
所得控 除後の合 計額	580,000		580,000	
所得控 除後の合 計額 (2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+20+21+22+23+24+25+26+27+28+29+30+31+32+33+34+35+36+37+38+39+40+41+42+43+44+45+46+47+48+49+50+51+52+53+54+55+56+57+58+59+60+61+62+63+64+65+66+67+68+69+70+71+72+73+74+75+76+77+78+79+80+81+82+83+84+85+86+87+88+89+90+91+92+93+94+95+96+97+98+99+100+101+102+103+104+105+106+107+108+109+110+111+112+113+114+115+116+117+118+119+120+121+122+123+124+125+126+127+128+129+130+131+132+133+134+135+136+137+138+139+140+141+142+143+144+145+146+147+148+149+150+151+152+153+154+155+156+157+158+159+160+161+162+163+164+165+166+167+168+169+170+171+172+173+174+175+176+177+178+179+180+181+182+183+184+185+186+187+188+189+190+191+192+193+194+195+196+197+198+199+200+201+202+203+204+205+206+207+208+209+210+211+212+213+214+215+216+217+218+219+220+221+222+223+224+225+226+227+228+229+230+231+232+233+234+235+236+237+238+239+240+241+242+243+244+245+246+247+248+249+250+251+252+253+254+255+256+257+258+259+260+261+262+263+264+265+266+267+268+269+270+271+272+273+274+275+276+277+278+279+280+281+282+283+284+285+286+287+288+289+290+291+292+293+294+295+296+297+298+299+300+301+302+303+304+305+306+307+308+309+310+311+312+313+314+315+316+317+318+319+320+321+322+323+324+325+326+327+328+329+330+331+332+333+334+335+336+337+338+339+340+341+342+343+344+345+346+347+348+349+350+351+352+353+354+355+356+357+358+359+360+361+362+363+364+365+366+367+368+369+370+371+372+373+374+375+376+377+378+379+380+381+382+383+384+385+386+387+388+389+390+391+392+393+394+395+396+397+398+399+400+401+402+403+404+405+406+407+408+409+410+411+412+413+414+415+416+417+418+419+420+421+422+423+424+425+426+427+428+429+430+431+432+433+434+435+436+437+438+439+440+441+442+443+444+445+446+447+448+449+450+451+452+453+454+455+456+457+458+459+460+461+462+463+464+465+466+467+468+469+470+471+472+473+474+475+476+477+478+479+480+481+482+483+484+485+486+487+488+489+490+491+492+493+494+495+496+497+498+499+500+501+502+503+504+505+506+507+508+509+510+511+512+513+514+515+516+517+518+519+520+521+522+523+524+525+526+527+528+529+530+531+532+533+534+535+536+537+538+539+540+541+542+543+544+545+546+547+548+549+550+551+552+553+554+555+556+557+558+559+560+561+562+563+564+565+566+567+568+569+570+571+572+573+574+575+576+577+578+579+580+581+582+583+584+585+586+587+588+589+590+591+592+593+594+595+596+597+598+599+600+601+602+603+604+605+606+607+608+609+610+611+612+613+614+615+616+617+618+619+620+621+622+623+624+625+626+627+628+629+630+631+632+633+634+635+636+637+638+639+640+641+642+643+644+645+646+647+648+649+650+651+652+653+654+655+656+657+658+659+660+661+662+663+664+665+666+667+668+669+670+671+672+673+674+675+676+677+678+679+680+681+682+683+684+685+686+687+688+689+690+691+692+693+694+695+696+697+698+699+700+701+702+703+704+705+706+707+708+709+710+711+712+713+714+715+716+717+718+719+720+721+722+723+724+725+726+727+728+729+730+731+732+733+734+735+736+737+738+739+740+741+742+743+744+745+746+747+748+749+750+751+752+753+754+755+756+757+758+759+760+761+762+763+764+765+766+767+768+769+770+771+772+773+774+775+776+777+778+779+780+781+782+783+784+785+786+787+788+789+790+791+792+793+794+795+796+797+798+799+800+801+802+803+804+805+806+807+808+809+810+811+812+813+814+815+816+817+818+819+820+821+822+823+824+825+826+827+828+829+830+831+832+833+834+835+836+837+838+839+840+841+842+843+844+845+846+847+848+849+850+851+852+853+854+855+856+857+858+859+860+861+862+863+864+865+866+867+868+869+870+871+872+873+874+875+876+877+878+879+880+881+882+883+884+885+886+887+888+889+890+891+892+893+894+895+896+897+898+899+900+901+902+903+904+905+906+907+908+909+910+911+912+913+914+915+916+917+918+919+920+921+922+923+924+925+926+927+928+929+930+931+932+933+934+935+936+937+938+939+940+941+942+943+944+945+946+947+948+949+950+951+952+953+954+955+956+957+958+959+960+961+962+963+964+965+966+967+968+969+970+971+972+973+974+975+976+977+978+979+980+981+982+983+984+985+986+987+988+989+990+991+992+993+994+995+996+997+998+999+1000+1001+1002+1003+1004+1005+1006+1007+1008+1009+1010+1011+1012+1013+1014+1015+1016+1017+1018+1019+1020+1021+1022+1023+1024+1025+1026+1027+1028+1029+1030+1031+1032+1033+1034+1035+1036+1037+1038+1039+1040+1041+1042+1043+1044+1045+1046+1047+1048+1049+1050+1051+1052+1053+1054+1055+1056+1057+1058+1059+1060+1061+1062+1063+1064+1065+1066+1067+1068+1069+1070+1071+1072+1073+1074+1075+1076+1077+1078+1079+1080+1081+1082+1083+1084+1085+1086+1087+1088+1089+1090+1091+1092+1093+1094+1095+1096+1097+1098+1099+1100+1101+1102+1103+1104+1105+1106+1107+1108+1109+1110+1111+1112+1113+1114+1115+1116+1117+1118+1119+1120+1121+1122+1123+1124+1125+1126+1127+1128+1129+1130+1131+1132+1133+1134+1135+1136+1137+1138+1139+1140+1141+1142+1143+1144+1145+1146+1147+1148+1149+1150+1151+1152+1153+1154+1155+1156+1157+1158+1159+1160+1161+1162+1163+1164+1165+1166+1167+1168+1169+1170+1171+1172+1173+1174+1175+1176+1177+1178+1179+1180+1181+1182+1183+1184+1185+1186+1187+1188+1189+1190+1191+1192+1193+1194+1195+1196+1197+1198+1199+1200+1201+1202+1203+1204+1205+1206+1207+1208+1209+1210+1211+1212+1213+1214+1215+1216+1217+1218+1219+1220+1221+1222+1223+1224+1225+1226+1227+1228+1229+1230+1231+1232+1233+1234+1235+1236+1237+1238+1239+1240+1241+1242+1243+1244+1245+1246+1247+1248+1249+1250+1251+1252+1253+1254+1255+1256+1257+1258+1259+1260+1261+1262+1263+1264+1265+1266+1267+1268+1269+1270+1271+1272+1273+1274+1275+1276+1277+1278+1279+1280+1281+1282+1283+1284+1285+1286+1287+1288+1289+1290+1291+1292+1293+1294+1295+1296+1297+1298+1299+1300+1301+1302+1303+1304+1305+1306+1307+1308+1309+1310+1311+1312+1313+1314+1315+1316+1317+1318+1319+1320+1321+1322+1323+1324+1325+1326+1327+1328+1329+1330+1331+1332+1333+1334+1335+1336+1337+1338+1339+1340+1341+1342+1343+1344+1345+1346+1347+1348+1349+1350+1351+1352+1353+1354+1355+1356+1357+1358+1359+1360+1361+1362+1363+1364+1365+1366+1367+1368+1369+1370+1371+1372+1373+1374+1375+1376+1377+1378+1379+1380+1381+1382+1383+1384+1385+1386+1387+1388+1389+1390+1391+1392+1393+1394+1395+1396+1397+1398+1399+1400+1401+1402+1403+1404+1405+1406+1407+1408+1409+1410+1411+1412+1413+1414+1415+1416+1417+1418+1419+1420+1421+1422+1423+1424+1425+1426+1427+1428+1429+1430+1431+1432+1433+1434+1435+1436+1437+1438+1439+1440+1441+1442+1443+1444+1445+1446+1447+1448+1449+1450+1451+1452+1453+1454+1455+1456+1457+1458+1459+1460+1461+1462+1463+1464+1465+1466+1467+1468+1469+1470+1471+1472+1473+1474+1475+1476+1477+1478+1479+1480+1481+1482+1483+1484+1485+1486+1487+1488+1489+1490+1491+1492+1493+1494+1495+1496+1497+1498+1499+1500+1501+1502+1503+1504+1505+1506+1507+1508+1509+1510+1511+1512+1513+1514+1515+1516+1517+1518+1519+1520+1521+1522+1523+1524+1525+1526+1527+1528+1529+1530+1531+1532+1533+1534+1535+1536+1537+1538+1539+1540+1541+1542+1543+1544+1545+1546+1547+1548+1549+1550+1551+1552+1553+1554+1555+1556+1557+1558+1559+1560+1561+1562+1563+1564+1565+1566+1567+1568+1569+1570+1571+1572+1573+1574+1575+1576+1577+1578+1579+1580+1581+1582+1583+1584+1585+1586+1587+1588+1589+1590+1591+1592+1593+1594+1595+1596+1597+1598+1599+1600+1601+1602+1603+1604+1605+1606+1607+1608+1609+1610+1611+1612+1613+1614+1615+1616+1617+1618+1619+1620+1621+1622+1623+1624+1625+1626+1627+1628+1629+1630+1631+1632+1633+1634+1635+1636+1637+1638+1639+1640+1641+1642+1643+1644+1645+1646+1647+1648+1649+1650+1651+1652+1653+1654+1655+1656+1657+1658+1659+1660+1661+1662+1663+1664+1665+1666+1667+1668+1669+1670+1671+1672+1673+1674+1675+1676+1677+1678+1679+1680+1681+1682+1683+1684+1685+1686+1687+1688+1689+1690+1691+1692+1693+1694+1695+1696+1697+1698+1699+1700+1701+1702+1703+1704+1705+1706+1707+1708+1709+1710+1711+1712+1713+1714+1715+1716+1717+1718+1719+1720+1721+1722+1723+1724+1725+1726+1727+1728+1729+1730+1731+1732+1733+1734+1735+1736+1737+1738+1739+1740+1741+1742+1743+1744+1745+1746+1747+1748+1749+1750+1751+1752+1753+1754+1755+1756+1757+1758+1759+1760+1761+1762+1763+1764+1765+1766+1767+1768+1769+1770+1771+1772+1773+1774+1775+1776+1777+1778+1779+1780+1781+1782+1783+1784+1785+1786+1787+1788+1789+1790+1791+1792+1793+1794+1795+1796+1797+1798+1799+1800+1801+1802+1803+1804+1805+1806+1807+1808+1809+1810+1811+1812+1813+1814+1815+1816+1817+1818+1819+1820+1821+1822+1823+1824+1825+1826+1827+1828+1829+1830+1831+1832+1833+1834+1835+1836+1837+1838+1839+1840+1841+1842+1843+1844+1845+1846+1847+1848+1849+1850+1851+1852+1853+1854+1855+1856+1857+1858+1859+1860+1861+1862+1863+1864+1865+1866+1867+1868+1869+1870+1871+1872+1873+1874+1875+1876+1877+1878+1879+1880+1881+1882+1883+1884+1885+1886+1887+1888+1889+1890+1891+1892+1893+1894+1895+1896+1897+1898+1899+1900+1901+1902+1903+1904+1905+1906+1907+1908+1909+1910+1911+1912+1913+1914+1915+1916+1917+1918+1919+1920+1921+1922+1923+1924+1925+1926+1927+1928+1929+1930+1931+1932+1933+1934+1935+1936+1937+1938+1939+1940+1941+1942+1943+1944+1945+1946+1947+1948+1949+1950+1951+1952+1953+1954+1955+1956+1957+1958+1959+1960+1961+1962+1963+1964+1965+1966+1967+1968+1969+1970+1971+1972+1973+1974+1975+1976+1977+1978+1979+1980+1981+1982+1983+1984+1985+1986+1987+1988+1989+1990+1991+1992+1993+1994+1995+1996+1997+1998+1999+2000+2001+2002+2003+2004+2005+2006+2007+2008+2009+2010+2011+2012+2013+2014+2015+2016+2017+2018+2019+2020+2021+2022+2023+2024+2025+2026+2027+2028+2029+2030+2031+2032+2033+2034+2035+2036+2037+2038+2039+2040+2041+2042+2043+2044+2045+2046+2047+2048+2049+2050+2051+2052+2053+2054+2055+2056+2057+2058+2059+2060+2061+206				

（令和7年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

課税給与所得金額（A）	税 率（B）	控除額（C）	税額＝（A）×（B）－（C）
1,950,000円以下	5%	—	（A）× 5%
1,950,000円超	10%	97,500円	（A）× 10% － 97,500円
3,300,000円	20%	427,500円	（A）× 20% － 427,500円
6,950,000円	23%	636,000円	（A）× 23% － 636,000円
9,000,000円	33%	1,536,000円	（A）× 33% － 1,536,000円
18,000,000円	40%	2,796,000円	（A）× 40% － 2,796,000円

6 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書から源泉徴収簿への記入

平成37年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

給与の支払者宛印刷

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

給与の支払者の 名称(氏名) ☐ 役員長		〇〇〇〇株式会社		(フリガナ) あなたの氏名 山川 太郎
給与の支払者の 法人番号				あなたの住所 又は居所 〇〇市××町23-7
給与の支払者の 所在地(住所)		□□市△△町3-3		

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
項目	住宅借入金等の特 別控除額	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	項 目	金 額	等
(特定増改築等)新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①			7,650,000	増改築等に係る借入金等の年末残高	⑥	
家屋又は土地等の取得対価の額	②	14,000,000	17,000,000	31,000,000	増改築等の費用の額	⑦	
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の割合	③	120.00	140.00	100	増改築等の費用の額のうち居住用部分の割合	⑧	
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④			7,650,000	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	⑨	
居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤			7,650,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑨×⑧)	⑩	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の算出の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑪	7,650,000		6,973,000	前年度による住宅借入金等の年末残高		
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑫						
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑫と⑪の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑬						
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑬×1%)	⑭			76,500			

⑪ この申告書の記載に当たっては、同様の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方」をお読みください。
⑫ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
⑬ 下の証明書を、切り離さなくてください。

平成37年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〇〇市××町23-7
山川 太郎 様

左記の方が、平成28年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。
平成29年10月16日
〇〇 税務署長 財務事務官〇〇〇 印長〇

新築又は購入した家屋に係る事項				増改築等をした部分に係る事項			
項目	家	屋	土 地 等	項目	増	改	築 等
居住開始年月日	①	平成28年3月12日		居住開始年月日	②	年 月 日	
家屋又は土地等の取得対価の額	③	14,000,000	17,000,000	増改築等の費用の額	④		
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	⑤	120.00	140.00	④のうち居住用部分の費用の額	⑥		
④又は⑤のうち居住用部分の床面積又は面積	⑦	120.00	140.00	特定増改築等の費用の額(特定増改築等住宅借入金等特別控除額)	⑧	155,400	

(平成28年中居住者用)

[illegible]

令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿

(44,600 円×102.1%)
(100 円未満切捨て)

令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿

$$45,500 - 200,700 = \triangle 155,200 \text{ 元}$$

(超過額 155,200 元)

(設例) 本年最後に支払う給与(賞与)についての税額計算を省略しないで年末調整を行う場合
(配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額（他の所得なし）	4,390,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	56,945円
3	控除した社会保険料等（給与控除分）	641,525円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6	一般の控除対象配偶者（所得金額なし）	あ り
7	一般の控除対象扶養親族	1 人

[illegible]

(設例の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与(賞与)に対する税額計算を省略しないで年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額 4,390,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」によって求めると 3,070,400円になります。

(注) この設例の場合、本年分の給与の総額が850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。

- 3 社会保険料等の641,525円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円($50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円$)と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円($56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円$)との合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者(特別)控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)3,070,400円が、本人の合計所得金額となります。)(区分Ⅰ:A)で、配偶者の合計所得金額が58万円以下(区分Ⅱ:②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。
- 7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額380,000円です。
- 8 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が132万円超336万円以下ですので、880,000円が基礎控除額となります。
- 9 所得控除額の合計額2,398,075円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	配偶者控除額	扶養控除額等	基礎控除額
641,525円	71,550円	45,000円	380,000円	380,000円	880,000円

$$641,525円 + 71,550円 + 45,000円 + 380,000円 + 380,000円 + 880,000円 = 2,398,075円$$

- 10 差引課税給与所得金額672,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	所得控除額の合計額	差引課税給与所得金額
3,070,400円	2,398,075円	

$$3,070,400円 - 2,398,075円 = 672,325円 \rightarrow 672,000円 \text{ (1,000円未満の端数切捨て)}$$

- 11 差引課税給与所得金額672,000円に対する算出所得税額を「令和7年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めると、33,600円となります。

課税給与所得金額	税率	算出所得税額
672,000円	5%	33,600円

$$672,000円 \times 5\% = 33,600円$$

- 12 この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 13 年調所得税額33,600円に102.1%を乗じて求めた34,300円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 14 年調年税額34,300円と1月から12月までに徴収された税額(12月支給の給与(賞与)については税額計算のみ)の合計額56,945円とを比較すると、徴収された税額の合計額の方が22,645円多いため超過額22,645円が生じます。
- 15 この超過額22,645円は本年最後に支給する給与(賞与)から徴収すべき税額6,963円に充当しますが、徴収すべき税額を超える金額15,682円(22,645円-6,963円)は本人に還付することになります。

電子計算機等による年末調整

電子計算機等を使用して年末調整を行う場合であっても、その計算方法などは、通常の年末調整と変わりありません。しかし、「給与所得控除後の金額の算出表」をそのまま電子計算機等に組み込むことは手数を要しますから、この表を一定の計算式により組み込むなど次のような方法により行うことが便利です。

※ 国税庁ホームページの「[年末調整がよくわかるページ](#)」に掲載している「[年末調整計算シート](#)」(Excel)をご利用いただくと、下記の計算を効率的に行うことができます。

1 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与所得控除後の金額の算出表」の「給与等の金額」の欄は、給与の総額が190万円以上 660 万円未満のものについては、4,000円刻みで作成され、それぞれの刻み（各階級）の最低金額を基にして給与所得控除後の給与等の金額が計算されています。そこで、まず、次により本年中の給与の総額を「給与所得控除後の金額の算出表」の各階級の最低金額（以下「年調給与額」といいます。）に置き換え、その上で給与所得控除後の給与等の金額を計算することになります。

(1) 年調給与額の算出

本年中の給与の総額の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるところにより「年調給与額」を求めます。

給与の総額の区分	年 調 給 与 額 の 求 め 方
1,899,999円まで	給与の総額をそのまま年調給与額とします。
1,900,000円から 6,599,999円まで	次の算式により計算した金額を年調給与額とします。 ① $\frac{(\text{給与の総額}) - 1,900,000 \text{ 円}}{4,000 \text{ 円}} = \text{商} \cdots \text{余り}$ (この商の値は、自然数又は0とします。) ② 給与の総額 - ①の余り = 年調給与額
6,600,000円から	給与の総額をそのまま年調給与額とします。

〔計算例〕

◎ 本年分の給与の総額が、5,310,000円の場合

$$\textcircled{1} \quad \frac{5,310,000 \text{ 円} - 1,900,000 \text{ 円}}{4,000 \text{ 円}} = 852 \cdots \cdots \text{余り } 2,000 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} \quad 5,310,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 5,308,000 \text{ 円} \cdots \cdots \text{年調給与額}$$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

給与所得控除後の給与等の金額は、(1)により求めた年調給与額を基にして、次の表により計算します。

年 調 給 与 額 (A) の 区 分	給与所得控除後の給与等の金額の計算式
1 円から 650,999円まで	0円
651,000 〃 1,899,999 〃	A - 650,000円
1,900,000 〃 3,599,999 〃	A × 70% - 80,000円
3,600,000 〃 6,599,999 〃	A × 80% - 440,000円
6,600,000 〃 8,499,999 〃	A × 90% - 1,100,000円
8,500,000 〃 20,000,000 〃	A - 1,950,000円

(注) 1 Aは年調給与額を表します。

2 年調給与額が660万円以上のものについて、上記の算式により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を給与所得控除後の給与等の金額とします。

3 給与の総額が2,000万円を超える場合には年末調整を行いませんので、この表は年調給与額が2,000万円以下の場合だけについて作成してあります。

4 所得金額調整控除の適用を受ける人については、上記の表により計算した給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除額を控除して給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）を求めます。

なお、所得金額調整控除の適用を受けない人については、「給与所得控除後の給与等の金額」が「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」となります。

2 所得控除額と課税給与所得金額の計算

(1) 所得控除額の計算

給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から控除する所得控除額の計算は、次に掲げる控除額を加算する方法により行います。

1	扶養控除額の計算	扶 養 控 除 額	380,000円×一般の控除対象扶養親族の数+630,000円×特定扶養親族の数+480,000円×同居老親等以外の老人扶養親族の数+580,000円×同居老親等の数
2	基礎控除額、配偶者（特別）控除額及び特定親族特別控除額の計算	基 礎 控 除 額 （注1・2）	最高950,000円
		配 偶 者 控 除 額 （注2）	一般の控除対象配偶者は最高380,000円 老人控除対象配偶者は最高480,000円
		配偶者特別控除額 （注2）	最高380,000円
		特定親族特別控除額 （注2）	特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高630,000円
3	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の控除額の計算		270,000円×（一般の障害者の数と寡婦又は勤労学生に該当するごとに1として計算した数との合計数）+400,000円×（特別障害者の数）+750,000円×（同居特別障害者の数）+350,000円（所得者本人がひとり親の場合に限ります。）
4	保険料控除額の計算	社 会 保 険 料 控 除 額	支払った保険料の全額
		小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 の 控 除 額	支払った掛金の全額
		生命保険料の控除額	最高120,000円
		地震保険料の控除額	最高50,000円

（注）1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 基礎控除額は基礎控除申告書を、配偶者控除額及び配偶者特別控除額は配偶者控除等申告書を、特定親族特別控除額は特定親族特別控除申告書を、それぞれ参照してください。

(2) 課税給与所得金額の計算

1により求めた給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から上記(1)の所得控除額を差し引いて、課税給与所得金額を計算します。

3 算出所得税額と年調年税額の計算

(1) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算は、次の算式により行います。この場合、課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{課税給与所得金額} \times \text{税率（A）} - \text{控除額（B）} = \text{算出所得税額}$$

課 税 給 与 所 得 金 額		税 率 （A）	控 除 額 （B）
	1,950,000円以下	5 %	—
1,950,000円超	3,300,000円 〃	10 %	97,500円
3,300,000円 〃	6,950,000円 〃	20 %	427,500円
6,950,000円 〃	9,000,000円 〃	23 %	636,000円
9,000,000円 〃	18,000,000円 〃	33 %	1,536,000円
18,000,000円 〃	18,050,000円 〃	40 %	2,796,000円

（注）課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(2) 年調所得税額の計算

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記(1)で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けられる人については、上記(1)で求めた算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めることとなりますが、上記(1)で求めた算出所得税額よりも（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の方が多い場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

(3) 年調年税額の計算

上記(2)で求めた年調所得税額に102.1%を乗じた金額が復興特別所得税を含む年調年税額（100円未満の端数切捨て）となります。

合計所得金額の計算について(令和7年分)

合計所得金額とは、次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

- (1) 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- (2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小子会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

所得の種類や内容等については次のとおりです。

1 給与所得

- (1) 俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は、給与所得となります。
- (2) 給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となり、具体的には次の表により求めた金額となります。

給与の収入金額	円		A
給与の収入金額 A	給与所得の金額		
1円以上 650,999円以下	0 円		
651,000円以上 1,899,999円以下	A - 650,000 円		
1,900,000円以上 3,599,999円以下	A ÷ 4(千円未満切捨て) = B B ,000 円	B	B × 2.8 - 80,000 円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	A ÷ 4(千円未満切捨て) = B B ,000 円	B	B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(A) × 90% - 1,100,000 円		
8,500,000円以上	(A) - 1,950,000 円		

なお、所得金額調整控除^{※1}や特定支出控除^{※2}の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除します。

※1 所得金額調整控除の計算は、以下のとおりです。

次の(1)又は(2)に該当する場合は、それぞれ次の(1)又は(2)の算式により計算した所得金額調整控除の額（(1)と(2)の両方に該当する場合は、それらの合計額）が、その年分の給与所得の金額から控除されます。

また、所得金額調整控除の額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

- (1) 本年中の給与の収入金額（2か所以上から給与の支払を受けている場合はその総額）が850万円を超え以下のイ～ハのいずれかに該当する場合

- イ あなた自身が特別障害者
- ロ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者
- ハ 扶養親族が年齢23歳未満

〔算式〕 (給与の収入金額^(※) - 850万円) × 10%

※ 1,000万円を超える場合は、1,000万円

- (2) 本年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合

〔算式〕 給与所得控除後の給与等の金額^(※) + 公的年金等に係る雑所得の金額^(※) - 10万円

※ 10万円を超える場合は、10万円

- 2 特定支出控除の計算については、国税庁ホームページのタックスアンサー（よくある税の質問）No.1415「給与所得者の特定支出控除」をご参照ください。（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1415.htm>）

2 事業所得

- (1) 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業やサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。

※ 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

3 雑所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料若しくは貸金の利子などで事業所得と認められないもの、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得又は国民年金、厚生年金、共済年金若しくは恩給（一時恩給を除きます。）などの公的年金等は、雑所得となります。
- (2) 雑所得の金額は、次のイ及びロを合計した金額となります。

イ 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
公的年金等の収入金額に対する公的年金等控除額は次のとおりです。

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

※ 65歳以上の人とは、昭和36年1月1日以前に生まれた人をいいます。

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	$A \times 25\% + 27万5,000円$	$A \times 25\% + 17万5,000円$	$A \times 25\% + 7万5,000円$
410万円超 770万円以下	$A \times 15\% + 68万5,000円$	$A \times 15\% + 58万5,000円$	$A \times 15\% + 48万5,000円$
770万円超 1,000万円以下	$A \times 5\% + 145万5,000円$	$A \times 5\% + 135万5,000円$	$A \times 5\% + 125万5,000円$
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	$A \times 25\% + 27万5,000円$	$A \times 25\% + 17万5,000円$	$A \times 25\% + 7万5,000円$
410万円超 770万円以下	$A \times 15\% + 68万5,000円$	$A \times 15\% + 58万5,000円$	$A \times 15\% + 48万5,000円$
770万円超 1,000万円以下	$A \times 5\% + 145万5,000円$	$A \times 5\% + 135万5,000円$	$A \times 5\% + 125万5,000円$
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

ロ 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額

※ 家内労働者等の必要経費の特例については、2(3)※と同様です。

4 配当所得

- (1) 株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）の収益の分配などに係る所得は、配当所得となります。
- (2) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。）を控除した後の金額となります。
- (3) 配当所得のうち、次のものについては合計所得金額に含まれません。

イ 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配

ロ 確定申告をしないことを選択した④上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、⑥公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。）、⑦特定投資法人の投資口の配当等、⑧公募投資信託の収益の分配（証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）、⑨公募特定受益証券発行信託の収益の分配、⑩特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のものに限ります。）及び⑪これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

5 不動産所得

- (1) 建物や土地、不動産の上に存する権利、船舶、航空機の貸付けから生ずる所得は、不動産所得となります。
- (2) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。ただし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては、譲渡所得や事業所得になる場合があります。
- (3) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (4) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

6 退職所得

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得は、退職所得となります。また、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものがあります。
- (2) 退職所得の金額は、支払を受ける退職手当等の区分に応じて、次のとおり計算します。

《退職所得の金額》

退職手当等の区分	退職所得の金額
一般退職手当等の場合	(一般退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2
短期退職手当等の場合	① 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 (短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2
	② 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 > 300万円の場合 150万円 + {短期退職手当等の収入金額－(300万円＋退職所得控除額)}
特定役員退職手当等の場合	特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額

- (注) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合には、その期間も含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 3 特定役員退職手当等とは、役員等として勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

《退職所得控除額》

勤続年数（A）	退職所得控除額
20年以下	40万円 × A（80万円に満たない場合には、80万円）
20年超	800万円 + 70万円 × (A－20年)

(注) 障害者になったことに直接基因して退職した場合の退職所得控除額は、上記により計算した金額に100万円を加算します。

※ 一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法については、国税庁ホームページに掲載している『短期退職手当等Q & A』[Q6]をご確認ください。
(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf)

7 1から6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- (1) 譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
(注) 生活に通常必要な動産（価額が30万円を超える貴金属等及び書画等を除きます。）の譲渡による所得は非課税です。
- (2) 山林所得…山林の伐採又は譲渡（取得の日以後5年以内の伐採又は譲渡を除きます。）による所得
- (3) 一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- (4) 総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得
(注) 源泉分離課税の対象となる利子等は、合計所得金額に含まれません。
また、申告分離課税の対象となる特定公社債等に係る利子等のうち、確定申告をしないことを選択した利子等は、合計所得金額に含まれません。
- (5) 申告分離課税となる又は申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得
(注) 確定申告をしないことを選択した配当等は、合計所得金額に含まれません。
- (6) 申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等
(注) 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、合計所得金額に含まれません。
- (7) 先物取引に係る雑所得等

令和7年分 年末調整チェック表

このチェック表では、年末調整事務について、誤りやすい事項などをまとめているので、年末調整事務に取り掛かる前、あるいは、年末調整事務を終えられた後の再確認などにご使用ください。

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや特定親族特別控除の創設などの改正が行われていますので、ご注意ください。

区分	チェック項目	区分	チェック項目
扶養控除等	☐ 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	生命保険料控除	☐ 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。
	☐ 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった人（扶養親族等の所得要件の改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった人を含みます。）について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		☐ 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。
	☐ 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額は58万円以下となっていますか。		☐ 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。
	☐ 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。	社会保険料控除	☐ 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。 ・旧生命保険料…一契約の支払保険料が9,000円超のもの ・旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料
	☐ 扶養控除の対象となる特定扶養親族と、特定親族特別控除の対象となる特定親族の判定は正しく行われていますか。		☐ 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。
	☐ 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上（平成22年1月1日以前生）となっていますか。		☐ 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。
	☐ 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象扶養親族等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか。	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	☐ 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類がありますか。
	☐ 寡婦、ひとり親の判定は正しく行われていますか。		☐ 住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	☐ 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」（一定の場合にはこれに加えて「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（一定の場合には「38万円送金書類」）の提出又は提示を受けましたか。		☐ 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。
控除基礎	☐ 所得者の合計所得金額に応じて基礎控除額の計算が正しく行われていますか。※昨年分と金額が異なります。	集計関係	☐ 借入れ等をしている者と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	☐ 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。		☐ 控除額の計算は正しく行われていますか。
配偶者（特別）控除	☐ 配偶者の収入が給与所得の場合に、配偶者の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。		☐ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。
	☐ 配偶者の合計所得金額だけでなく、所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われていますか。	税額計算関係	☐ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。
	☐ 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、「親族関係書類」を提出又は提示している場合は、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です。）。		☐ 臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としていますか。
特定親族特別控除	☐ 特定親族は年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）で、合計所得金額が58万円超123万円以下となっていますか。	納付	☐ 未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したもののについて集計の対象としていますか。
	☐ 特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除額の計算が正しく行われていますか。		☐ 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。
	☐ 特定親族が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、「親族関係書類」を提出又は提示している場合は、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です。）。		☐ 給与所得控除後の給与等の金額の計算に当たっては、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用していますか。
地震保険料控除	☐ 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。	納付	☐ 所得金額調整控除額の計算は正しく行われていますか。
	☐ 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。		☐ 特定親族特別控除の適用がある場合、特定親族特別控除額を控除していますか。
	☐ 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。		☐ 課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。
			☐ 年調年税額は、復興特別所得税を含めて算出し、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。
			☐ 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）を作成しましたか。

「年末調整がよくわかるページ」のご案内

国税庁ホームページに「[年末調整がよくわかるページ](#)」を掲載しています。

年末調整に当たったの注意事項などを従業員の方へ周知する際にご使用いただける文例（周知用文例・記載例など）や各申告書の記載例などを掲載していますので、是非ご活用ください。

（よくわかるページ）



年末調整でお困りのときは “税務職員ふたば”にご相談ください！

年末調整に関するご相談は、国税庁ホームページからチャットボット「税務職員ふたば」にご相談ください。

年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関することなどについて、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

（チャットボット）



※ 公開期間は令和7年10月頃から令和8年1月下旬までの予定です。

令和7年分 年末調整Q & A

この「令和7年分 年末調整Q & A」は、年末調整について、税務署等に比較的多く寄せられる質問や誤りやすい事項について問答形式で解説しています。

【問1】 当社の営業課長Aは、本年10月31日に定年退職する予定になっていますが、就職先が決まっていないことから、当分の間、雇用保険の失業等給付を受ける予定です。

Aの再就職が決まっていないことから、当社としては、Aの在職中の給与について年末調整を行いたいと思いますが、差し支えありませんか。

【答】 年の中途で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。

なお、年の中途で退職した人のうち年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が123万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）です。

Aさんについては、上記①から④までのいずれにも該当しませんので、Aさんの在職中の給与について年末調整を行うことはできません。

（注）失業等給付は非課税とされています。

【問2】 当社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給することになっています。したがって、12月中の勤務実績に基づく給与は翌年の1月10日に支給することになります。このような場合、年末調整の対象となる給与の総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。

【答】 年末調整は、本年中に支払の確定した給与、すなわち給与の支払を受ける人からみれば収入の確定した給与の総額について行います。この場合の収入の確定する日（収入すべき時期）は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日をいいます。

ご質問の場合、給与規程により支給日が定められていますので、翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。

【問3】 当社の従業員Aは、国内で離れて暮らす両親を控除対象扶養親族として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載しています。別居している親族を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか。

【答】 別居している親族であっても所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能ですが、その場合、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

（注）扶養控除の計算を正しく行うため、銀行振込や現金書留により送金している事実を振込票や書留の写しなどの提示を受けて確認することをお勧めします。

なお、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受けるためには、当該親族に関する「親族関係書類」（その親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（その親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている場合には「38万円送金書類」）が必要となります。

【問4】 従業員Aから質問があったのですが、Aが扶養している母親の収入の内訳が、パート収入115万円、遺族年金80万円である場合、扶養親族の判定上、この遺族年金はどのように取り扱われるのでしょうか。

【答】 扶養親族や控除対象配偶者などに該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれないことになっています。

したがって、非課税所得である遺族年金を含めないところで扶養親族の判定をすることになりますから、Aさんの母親の場合はパート収入の115万円だけを基に判定することとなり、給与所得控除額65万円を控除した後の合計所得金額は50万円となりますので、扶養親族に該当することになります。

〔問5〕 当社では、本年中に、アルバイトAに対して140万円の給与を支給しました。年末調整に当たって、Aから「私は大学生で、今年はこのアルバイト収入以外に収入がないため、『勤労学生控除』を受けることができるのではないか。」との問合せがありました。勤労学生控除とは、どのようなものなのでしょうか。

〔答〕 勤労による所得を有する一定の学生又は生徒等のうち、合計所得金額が85万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下）で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の人（以下「勤労学生」といいます。）は、「勤労学生控除」（控除額27万円）を受けることができます。

Aさんは、アルバイト収入しかなく、給与の収入金額が140万円ということですから、勤労学生控除を受けることができます。この場合には、Aさんから、勤労学生に該当する旨等を記載（一定の専修学校等の生徒等の場合は証明書類を添付）した扶養控除等（異動）申告書の提出を受けることが必要ですので、注意してください。

〔問6〕 給与の支払者に「所得金額調整控除申告書」を提出する日において、本年の給与の収入金額が850万円を超えるかどうかは明らかではありません。給与の収入金額が850万円を超える場合は所得金額調整控除の適用を受けたいのですが、この場合、「所得金額調整控除申告書」の提出はどのようにすればよいのでしょうか。

〔答〕 「所得金額調整控除申告書」は、所得金額調整控除の適用を受けようとする旨等を記載するものであるため、給与の収入金額が850万円を超えるかどうかは明らかではない場合であっても、所得金額調整控除の適用を受けようとするときは、「所得金額調整控除申告書」に必要事項を記載し、給与の支払者に提出してください。

なお、その年の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超えなかった場合は、「所得金額調整控除申告書」の提出をしたとしても、年末調整において所得金額調整控除が適用されることはありません。

〔問7〕 いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する20歳の子がいる場合、扶養控除の適用については夫婦のいずれかで受けることとなりますが、所得金額調整控除の適用についても夫婦のいずれかで受けることとなるのでしょうか。

〔答〕 同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの人の扶養親族に該当する人については、これらの人のうちいずれか1人の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされるため、いわゆる共働きの世帯の場合、1人の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなります。

他方、所得金額調整控除の適用については、扶養控除と異なり、いずれか1人の扶養親族にのみ該当するものとみなされませんので、これらの人はいずれも扶養親族を有することとなります。そのため、いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

〔問8〕 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金について、生命保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 控除の対象となる生命保険料は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の人が締結したものの保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

例えば、妻や子が契約者となっている生命保険契約等であっても、その妻や子に所得がなく、給与の支払を受ける夫がその保険料又は掛金を支払っている場合には、その保険料又は掛金は夫の生命保険料控除の対象となります。ただし、この場合にも、その生命保険契約等の保険金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者その他の親族（個人年金保険契約等である場合は、年金の受取

人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者）でなければなりません。

（注）保険料を負担していない人が、満期や解約又は被保険者の死亡により、その生命保険金を受け取った場合、贈与税や相続税の対象となります。

〔問9〕 従業員が、生計を一にする親の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替により支払った場合、年末調整で、その保険料を社会保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 従業員が口座振替により支払った、生計を一にする親の負担すべき後期高齢者医療制度の保険料については、保険料を支払った従業員に社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された保険料については、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

〔問10〕 当社では、12月分の給与を12月20日に支給し、その際に年末調整を終えました。その後、12月25日に従業員Aから、Aの父親が控除対象扶養親族に該当することになった旨の申し出がありました。この場合、Aは扶養控除を本年分の所得税について受けることができるのでしょうか。

〔答〕 控除対象扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況で判定することになりますので、ご質問の場合には、Aさんは本年分の所得税についてAさんの父親に係る扶養控除の適用を受けることができます。

ご質問の場合、年末調整が終わっているとのことですが、Aさんから「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出してもらえば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

〔問11〕 年末調整を終えた後に、従業員Aから12月31日に子が生まれたとの申出がありました。この生まれた子については、扶養控除の対象にはならないと聞きましたが、Aの給与の収入金額が850万円を超える場合、所得金額調整控除の要件の対象とし、年末調整をやり直してもよいのでしょうか。

〔答〕 年齢16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象とはなりませんが、所得金額調整控除においては、年齢23歳未満の扶養親族を有することが要件の一つとされているため、年末に子が生まれた場合、この要件を満たすこととなります。

年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合、年齢23歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定することとなりますが、年末調整後、その年の12月31日までの間に従業員等に子が生まれ、所得金額調整控除の適用要件を満たし年末調整による年税額が減少することとなる場合、その年分の源泉徴収票を給与の支払者が作成するまでに、その異動があったことについてAさんからその異動に関する申出があったときは、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。この場合においても「所得金額調整控除申告書」の提出は必要ですので、ご注意ください。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

〔問12〕 年末調整時に従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された給与所得の収入金額よりも、本年中にその従業員に支払った給与等の金額の方が多かったため、その従業員に記載内容の再確認を依頼したところ、その給与所得の収入金額や「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「配偶者控除の額（配偶者特別控除の額）」欄の金額に誤りがあることが判明しました。どのように処理すればよいでしょうか。

〔答〕 従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された給与所得の収入金額などに誤りがある場合、給与の支払者は、その従業員の方に「給与所得者の基礎控除申告書」や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の訂正を依頼するなどして、適正な基礎控除額及び配偶者控除額又は配偶者特別控除額により、年末調整を行ってください。

〔問13〕 年末調整による超過額が多かったので1月に納付する税額はありません。この場合、所得税徴収高計算書（納付書）は税務署に提出しなくてよいでしょうか。

〔答〕 たとえ1月に納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所要事項を記入して1月10日（納期の特例の承認を受けている場合は1月20日、また、それらの日が日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合にはそれらの休日明けの日）までに税務署に提出してください。

なお、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）は金融機関で取り扱いませんので、所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出するようお願いします。

（注）税務署では、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしており、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）の写しについても同様の取扱いとなります。

詳細は、国税庁ホームページ（[令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて](#)）をご覧ください。



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ（e-Taxソフト（WEB版）を利用する場合）

※ e-Taxソフト（WEB版）はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト（WEB版）の準備をします。

e-Taxソフト（WEB版）をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Tax ホームページ「e-Tax ソフト（WEB版）のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出（送信）が必要です。e-Taxソフト（WEB版）を利用して開始届出書の提出（送信）を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト（WEB版）の操作方法については、e-Taxホームページ（e-Taxソフト（WEB版）ご利用ガイド）をご覧ください。



【開始届出書を作成する】

3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続（準備）を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出（送信）することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Tax での提出（送信）の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

なお、e-Tax の徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、法定納期限当日（法定納期限当日に手続をした場合は、翌取引日）に自動的に口座引落しにより納付を行うことができます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください（利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。）。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※2 事前に Pay 払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続（準備）は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト（WEB版）を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

☆☆e-Taxを利用した納付のしかた（源泉所得税）☆☆

国税電子申告、納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（前ページをご覧ください。）の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト（WEB版）にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

- ※1 自動ダイレクトを利用する場合、徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、2. 以下の手続は不要となります。
- 2 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書（納付書）が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次の年末調整関係書類送付時から納付書の送付（郵送）を省略いたします。

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

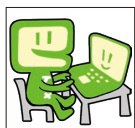
- ① **ダイレクト納付を利用する場合**
 納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。
- ② **インターネットバンキングで納付を行う場合**
 画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。
- ③ **クレジットカード納付を利用する場合**
 画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。
- ④ **スマホアプリ納付を利用する場合**
 画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」（スマートフォン専用）へアクセスします。

3. 納付

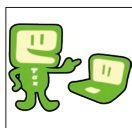
- ① **ダイレクト納付を利用する場合**
 納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。
 - ② **インターネットバンキングで納付を行う場合**
 インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。
 - ③ **クレジットカード納付を利用する場合**
 「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。
 - ④ **スマホアプリ納付を利用する場合**
 「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。
- ※1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。
- ※2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- ※3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。
- ※4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後、「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト（WEB版）と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。 ※体験できる機能は一部のみ



事前準備不要



何度でも操作可能



操作確認用に

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている所在地(住所)を記載します。

⑥ 上記⑤の所在地(住所)と申告書等に記載した所在地(住所)が異なる場合には、申告書等に記載した所在地(住所)を記載します。

⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。
【注】 1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限りです。
2 口座名義に役職・代表者氏名、屋号等が含まれている場合には、必ず役職・代表者氏名、屋号等も記載してください。

⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。
【注】 お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を0で埋めてください。
【例】0001234

⑨ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】 前半の記号は必ず5桁となります。
また、後半の番号は左詰で記載してください。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合

記号 1 1 9 4 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1
↓ ↓
記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1

2 振替口座の場合

記号 0 1 9 3 0 1 番号 1 2 3 4 5 6
↓ ↓ (記載しなさい)
記号番号 0 1 9 3 0 - 1 2 3 4 5 6

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和××年 5 月 7 日提出

税務署長 あて

氏名(法人名及び代表者氏名)
株式会社 国税商事
代表取締役 国税 太郎

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することしたので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできる
よう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所(所在地) (〒 100 - 0004) 電話 03 (1234) 5678 (金融機関お届け印)

東京千代田区大手町1-×-×

(申告納税地) 東京千代田区霞ヶ関3-×-×

(フリガナ) カシキガイシャコクセイショウジ ダイヒョウトリシマリヤク コクセイタロウ

株式会社国税商事 代表取締役 国税 太郎

指定金融機関 銀行 信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協 東京 本店・支店 本所・支所 出張所

預金種別 普通 2 当座 3 納税準備 口座番号 (ゆうちょ銀行以外) 1 2 3 4 5 6 7

ゆうちょ銀行 記号番号

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

約 定
一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
六 この取扱について、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

税務署整理欄
(不備事由)
1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録 5 その他
3 重複入力
入 力 訂 正 入 力 送 付 登 録
金融機関番号
整理番号

金融機関整理欄
(不備返却事由)
A 印鑑相違 F 住所相違
B 印鑑不鮮明 G 支店名相違
C 口座番号相違 H その他
D 口座該当なし
E 名義人相違
(備考)

受 付 印 印 鑑 照 合 検 印
(口座識別番号)
(認証番号)

※記載要領は、法人を例に示しています。

③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 法人名及び代表者氏名(個人の方は氏名)を記載します。

⑩ ①から⑨までを記載後、
預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

この届出書を印刷される場合は、国税庁ホームページをご確認ください。

田 tax